

青森県報

第三千八百十四号

平成二十六年
三月五日
(水曜日)

目次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……一

右 同……………(同) ……二

漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正……………(漁港・漁場整備課) ……四

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(同) ……七

土地収用法による事業の認定……………(監 理 課) ……七

公共測量の終了……………(同) ……九

建設業者の許可の取消し……………(県上北地域民 局) ……九

告 示

青森県告示第百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三三の一	平成二六・三・一
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一の一六	"

青森県告示第百十九号

平成二十六年前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備、建設機械整備、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾

次の職種は、学科試験のみ実施する。

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作業）、左官

2 三級

造園、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

3 単一等級

塗料調色

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十六年六月四日（水）から同年九月九日（火）までの間に
おいて、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十六年七月二十日（日）に実施する職種

三級

造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十六年八月二十四日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、

塗装

(2) 三級

金属熱処理

(三) 平成二十六年八月三十一日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十六年九月七日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十六年四月七日（月）から同月十八日（金）まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話

〇一七 七三四 九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八

五五六一）に問い合わせる。

青森県告示第百二十号

平成二十六年年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業）、鍛造
（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス
盤作業）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作
業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作

業)、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製作作業、貼箱製作作業、段ボール箱製造作業)、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配

線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製作作業、貼箱製作作業、段ボール箱製造作業)、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装

二 実施期日

実技試験及び学科試験は、平成二十六年四月一日(火)から平成二十七年三月三十一日(火)までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受付をする。

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)に問い合わせること。



青森県告示第百二十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第百二十八号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもつて公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

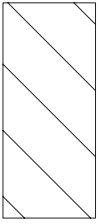
平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十六年三月五日」に改める。
別図一及び別図九を次のように改める。

別図一

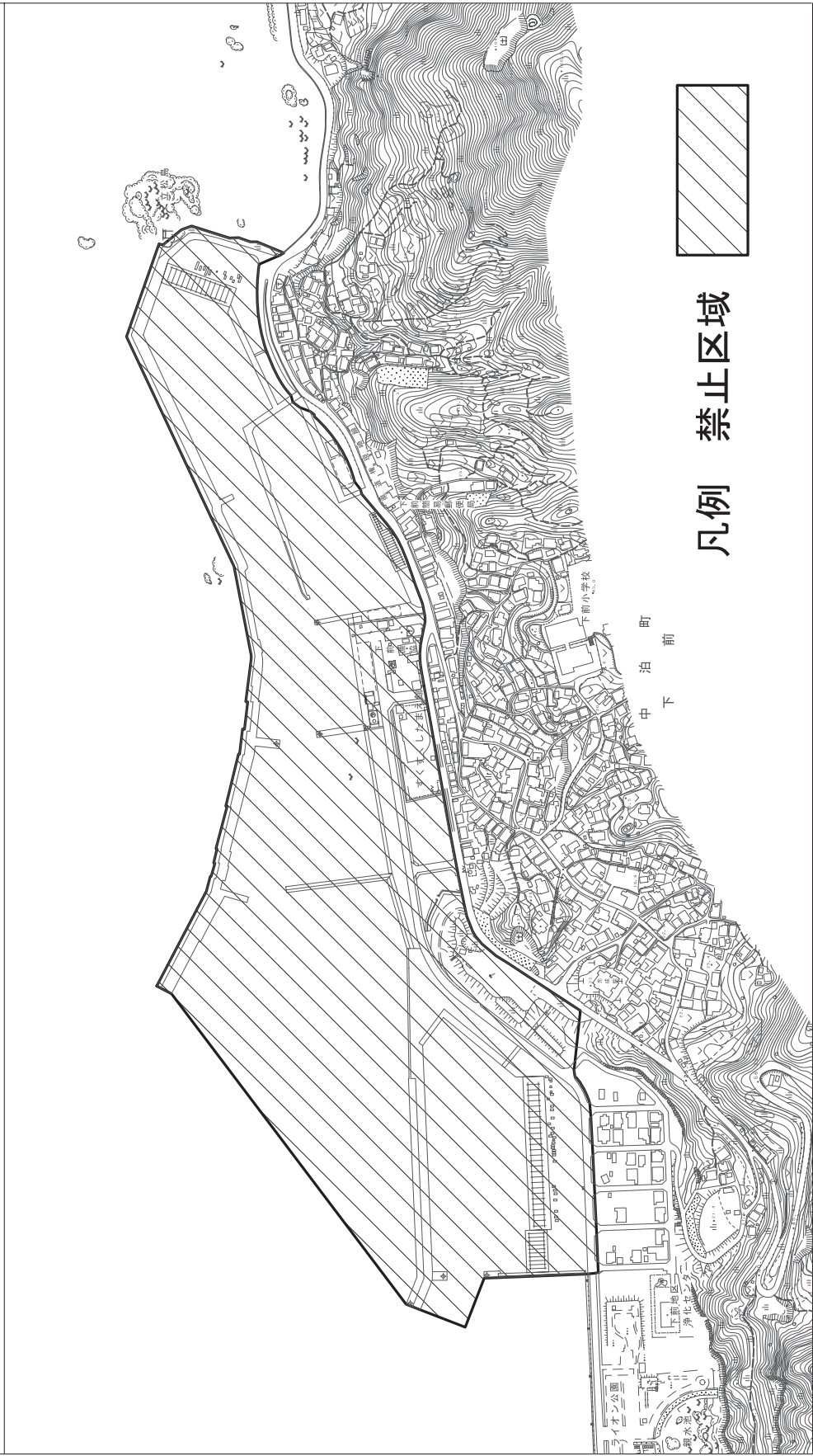
岩崎漁港（岩崎地区） 禁止区域



凡例 禁止区域

別図九

小泊漁港（下前地区） 禁止区域



青森県告示第百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年一月二十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十六年二月二十一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに風間浦村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二二七番一及び二一六番一から二一六番二に隣接する国道二七九号の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一六三〇二六・四二二

Y座標 プラス二一七八五・〇〇〇

の地点 X座標 プラス一六三〇二八・七四八

Y座標 プラス二一七八〇・四六五

の地点 X座標 プラス一六三〇二九・三〇四

Y座標 プラス二一七七九・〇七二

の地点 X座標 プラス一六三一〇八・〇六四

Y座標 プラス二一八二一・一五五

の地点 X座標 プラス一六三一五七・三一八

Y座標 プラス二一七九二・二二九

の地点 X座標 プラス一六三一五八・三六三

Y座標 プラス二一七九四・二〇八

の地点 X座標 プラス一六三一六三・一五五

Y座標 プラス二一八〇四・二〇九

の地点 X座標 プラス一六三一三七・三七九

Y座標 プラス二一八五〇・五七三

の地点 X座標 プラス一六三一〇九・八九五

Y座標 プラス二一八三五・六七〇

の地点 X座標 プラス一六三一〇六・四五三

Y座標 プラス二一八四二・〇二〇

の地点 X座標 プラス一六三〇二一・九四六

Y座標 プラス二一七九五・〇四九

3 面積

四、〇三三・〇二平方メートル

青森県告示第百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

三戸町

二 事業の種類

役場駐車場拡張整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、三戸郡三戸町大字在府小路町地内に三戸町の役場駐車場を拡張整備する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業を施行するに当たり、町議会において執行するための予算が議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。

よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 三戸町の役場駐車場は、役場から南側に約五十メートル離れた位置に、同町を東西に横断する県道榊引上名久井三戸線（以下「県道」という。）に面して七十一台分の駐車スペースが設置されている。

現在、役場駐車場から約五十メートル東側の町道下目時一号線、町道城山線、町道桐萩一号線及び県道が交差する五差路交差点の解消による交通の安全の確保を目的とした県道の改良事業（以下「県道改良事業」という。）が計画されている。この県道改良事業に伴い、町道下目時一号線が西側に付け替えられるため、同町では役場に面する町道在府小路一号線と県道との十字交差点を形成する計画（以下「町道付替え計画」という。）がある。これにより、二十三台分の駐車スペースが道路で潰れて利用できない状況になる。

本件事業は、従来の役場駐車場の機能を確保するために小型車駐車スペース七十台分と大型車駐車スペース一台分の合計七十一台分の駐車スペースと、新たに他の市町村から視察等で来庁するマイクロバスの駐車スペース一台分を加えた合計七十二台

分の役場駐車場を整備する事業である。

本件事業の施行により、役場駐車場の従来の機能及び利用者の利便性の確保を図ることができ、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないこと、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、計画駐車スペースを確保できることと、役場に近く利用しやすいこと、本件事業に必要な用地面積を確保でき経済的であることを条件に、同町大字在府小路町地内に候補地として三案を選定している。

第一案は、現況は宅地であり支障物件として住家二棟及び非住家一棟がある、敷地は現況の役場駐車場に隣接する土地を利用しており、町道付替え計画で分断された駐車スペースを含めて一体的に整備することができるため機能的に優れ、用地費及び補償費等を含めた総事業費（以下「事業費」という。）も三案中最も経済的に優れるというものである。

第二案は、現況は宅地であり支障物件として商店二棟、住家一棟及び非住家一棟がある、敷地は県道と町道在府小路一号線との交差点の東側を利用しており、役場庁舎には近くなり利便性は増すものの、支障物件数が三案中最も多く、事業費は三案中最も経済的に劣り、駐車場が三箇所に分散されるため機能的にも劣るというものである。

第三案は、現況は宅地であり支障物件として商店一棟及び住家二棟がある、敷地は役場庁舎に隣接しており利便性に最も優れる、事業費は三案中中位であるが、駐車場が三箇所に分散されるため機能的に劣るというものである。

以上のことから、起業者による検討の結果、起業地として選定された第一案は、三案中機能的及び経済的に優れていると認められる。

(三) よって、本件事業の事業計画は、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、役場駐車場の従来の機能及び利用者の利便性の確保を図ることができることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三戸町役場 総務課

青森県告示第百二十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

深浦町

二 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

三 測量の期間

平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十四日まで

四 測量の地域

西津軽郡深浦町全域

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社光和通建

二 代表者の氏名 佐藤 幸子

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字千歳森三八九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇三八三号

五 取消年月日 平成二十六年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック、内装仕

上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭